

令和5年12月14日

宇部市議会産業建設委員会会議録

宇部市議会

宇部市議会産業建設委員会会議録

- 1 日 時** 令和5年12月14日（木）
午前9時58分から午後1時3分まで
- 2 場 所** 第2委員会室
- 3 事 件**
- (1) 議案第109号 宇部市メディカルクリエイティブセンターに係る指定管理者の指定の件
 - (2) 報 告 宇部市産業振興計画推進委員会の開催状況について
 - (3) 報 告 農業振興地域整備計画についての報告
 - (4) 報 告 楠こもれびの郷くすくすの湯について
 - (5) 議案第102号 宇部市都市公園条例中一部改正の件
 - (6) 議案第110号 工事請負変更契約締結の件（宇部市新庁舎2期棟新築（電気設備）工事）
 - (7) 議案第111号 工事請負変更契約締結の件（宇部市新庁舎2期棟新築（機械設備）工事）
 - (8) 報 告 宇部市営住宅審議会の開催状況について
 - (9) 報 告 宇部市都市計画審議会の開催状況について
 - (10) 報 告 宇部市多文化共生推進ビジョン策定委員会の開催状況について
 - (11) 報 告 宇部市石炭記念館あり方検討委員会の開催状況について

4 出席委員（8名）

委員長	早野 敦 君	副委員長	山下 則 芳 君
委員	射場 博 義 君	委員	笠井 泰 孝 君
委員	木原 大 介 君	委員	新村 秀 雄 君
委員	林 豊 廣 君	委員	三好 保 雄 君

5 欠席委員（1名）

委員 荒川 憲 幸 君

6 その他の出席者（0名）

7 説明のため出席した者

- (1) 議案第109号 宇部市メディカルクリエイティブセンターに係る指定管理者の指定の件

- (2) 報 告 宇部市産業振興計画推進委員会の開催状況について

産業経済部

部 長 濱 田 修 二 君
次 長 林 孝 之 君
次 長 石 津 宜 孝 君
商工振興課長 内 田 明 美 君
同 課 副 課 長 諏 訪 智 子 君

- (3) 報 告 農業振興地域整備計画についての報告

- (4) 報 告 楠こもれびの郷くすくすの湯について

産業経済部

部 長 濱 田 修 二 君
次 長 林 孝 之 君
次 長 石 津 宜 孝 君
農業振興課長 中 村 大 吾 君
同 課 主 幹 富 田 宜 孝 君

- (5) 議案第102号 宇部市都市公園条例中一部改正の件

都市政策部

部 長 磯 中 克 文 君
次 長 福 田 庄 吾 君
次 長 渡 辺 一 正 君
公園緑地課長 青 山 剛 君
同 課 副 課 長 盛 重 佳 孝 君
同課計画管理係長 大 島 隆 史 君

観光スポーツ文化部

スポーツ振興課長 荒 武 則 弘 君

- (6) 議案第110号 工事請負変更契約締結の件（宇部市新庁舎2期棟新築（電気設備）工事）

- (7) 議案第111号 工事請負変更契約締結の件（宇部市新庁舎2期棟新築（機械設備）工事）

都市政策部

部 長 磯 中 克 文 君
次 長 福 田 庄 吾 君
次 長 渡 辺 一 正 君

新庁舎建設課長 紅 野 悟 君

同 課 副 課 長 山 本 郁 江 君

(8) 報 告 宇部市営住宅審議会の開催状況について

都市政策部

部 長 磯 中 克 文 君

次 長 福 田 庄 吾 君

次 長 渡 辺 一 正 君

住宅政策課長 高 下 秀 秋 君

同 課 副 課 長 高 橋 智 宏 君

(9) 報 告 宇部市都市計画審議会の開催状況について

都市政策部

部 長 磯 中 克 文 君

次 長 福 田 庄 吾 君

次 長 渡 辺 一 正 君

都市計画課長 金 子 豊 君

同 課 副 課 長 青 木 信 之 君

(1 0) 報 告 宇部市多文化共生推進ビジョン策定委員会の開催状況について

観光スポーツ文化部

部 長 富 田 尚 彦 君

次 長 青 山 佳 代 君

次 長 白 井 幸 雄 君

観光交流課長 上 田 優 作 君

同 課 副 課 長 河 野 祐 治 君

同 課 副 課 長 三 宅 敦 子 君

同課観光推進係長 大 橋 千 春 君

(1 1) 報 告 宇部市石炭記念館あり方検討委員会の開催状況について

観光スポーツ文化部

部 長 富 田 尚 彦 君

次 長 青 山 佳 代 君

次 長 白 井 幸 雄 君

ときわ公園課長 東 原 隆 君

同 課 副 課 長 浦 田 佳 宏 君

8 事務局職員出席者

書 記 川 村 真由美 君

—— 午前9時58分開会 ——

委員長（早野 敦 君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、産業建設委員会を開会いたします。

本日、荒川委員から欠席の旨、届け出がありましたので御報告いたします。

本日の審査は、お手元の審査日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に傍聴についてですが、現在、申込みはございません。

なお、本日の委員会に対して今から傍聴の申込みがあった場合は、これを許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能でありますので、念のため申し添えます。

委員長（早野 敦 君） それでは、まず、議案第109号宇部市メディカルクリエイティブセンターに係る指定管理者の指定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 皆さん、おはようございます。産業経済部です。

議案第109号宇部市メディカルクリエイティブセンターに係る指定管理者の指定の件について御説明を申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

執行部 商工振興課です。それでは説明をさせていただきます。

当該施設は、医療福祉分野における新産業、新事業の創出を図り、地域経済の発展に資するため、産学公連携による医療福祉機器などの研究開発を目的として設置したものであり、宇部市メディカルクリエイティブセンター条例第2条の2により、指定管理者に管理を行わせることにしています。

現在の指定管理者の指定期間が令和6年3月31日までとなっていることから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

それでは、資料に従って御説明をいたします。

まず、お手元の資料 1、宇部市メディカルクリエイティブセンターの指定管理者の候補者の選定結果についてというところを御覧ください。

最初に 1、施設の名称ですけれども、名称は宇部市メディカルクリエイティブセンター、略称 MCC です。

所在地は、宇部市東小串一丁目 1 番 3 6 号で、山口大学医学部附属病院に隣接しております。

次に 2、指定管理者の候補者ですけれども、団体名は一般社団法人霜仁会。

代表者は福田進太郎。

主たる事務所の所在地は宇部市南小串一丁目 2 番 1 1 号となっています。

次に、指定期間ですけれども、令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までの 5 年間としております。

次に 4、選定理由についてです。

令和 6 年 3 月末をもって、現行の指定管理者の指定期間が満了するに当たり、次の指定期間における指定管理者の選定については、通常の施設管理運営業務に加え、山口大学医学部との連携、入居者への適切な支援、アドバイスなどが求められており、施設利用者及び山口大学医学部と円滑な関係を支援する必要があることから、山口大学医学部同窓会を母体とする、一般社団法人霜仁会を指定管理者として単独指定しました。

その後、一般社団法人霜仁会が提出した指定管理者指定申請書について、外部委員を含む、宇部市メディカルクリエイティブセンター指定管理者選定委員会における審査の結果、100 点満点中 77.8 点となり、指定管理候補者として選定しました。

なお、資料 2 といたしまして、指定管理候補者である一般社団法人霜仁会の概要、それから資料 3 といたしまして、MCC の施設概要をお配りしております。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議のほどお願いいたします

委員長（早野 敦 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。射場委員。

委 員（射場 博義 君） おはようございます。幾つか確認したい件があります。

まず、霜仁会のほうは、今回何回目の指定管理になるのかお尋ねします。

執行部 現在何回目の指定管理かということですが、資料 3 にあります、現在が 4 回目の指定管理となっております。

委 員（射場 博義 君） それに関連している話です。今回の候補者の採点数値は資料に出ているが、前回と比べてどういうふうに変わっているか確認したいと思います。

執行部 今、確認をしておりますが、少しお時間をいただくようになりますので、後ほど、分

かり次第御報告させていただくということでどうでしょうか。

委員（射場 博義 君） いいですよ。

これを確認したのはなぜかと言ったら、今回100点満点の77.8点ということで、要はマイナス点もあるということなのですが、前回もマイナス点が多分あったと思うのですが、それが改善された上でのこの点なのか、何もしなくてこの点なのか、確認したかったのです。

それがもしできていないのであれば、なぜできていなかったかという議論が必要ではないかと思っています。

今、何回目ですかとお尋ねしたのは、何期も重ねて、なぜ100点にならないのかというのが、疑問ではないですけれども、どうしてかと感じております。

1回目ということであればあり得るのですが、何期も重ねられているのであれば、このマイナス点というのが、なぜこの77点ぐらいなのか、これが90点であれば分からないでもないのですが、低いという表現がいいのかどうか分かりませんが。

この団体が悪いとかではなく、その改善というのをしっかりされていたのかどうか確認したかったので、その点では重要なポイントだと思っています。先ほどの件は、ここで調べられて分かるのであれば。

次の質問をしてもいいですか。

すみません、産学公連携で、ここでいろいろな研究開発をされているのですが、どの程度、市内の進出企業となっているのか、これはどちらが主導するのか分からないのですが、これは市がやるのか、それとも、ここの指定管理者がそういうことを誘導していくのか、確認したいと思います。

その企業が、ありがとうございますと全部外に行ってしまったら、何のために我々支援しているのか分からないので、その辺を確認したいと思います。

執行部 入居された企業さんが、どのように市内に事業を展開していかれるかという御質問という理解でよろしいでしょうか。——はい、入居された企業さんとは、市のほうでそれぞれ定期的に面談を行っておりまして、事業の進捗状況ですとか、それから今後の事業展開などについてもヒアリングを行うことにしております。

その結果、宇部市内の企業さんとマッチングして事業展開を図る支援なども現在行っているところでございます。

委員（射場 博義 君） 20年くらい、この施設を運営しているのですが、最終的に市にとってこういうことができたという結果ではなくて、それがどう市に対しての経済効果とか企業が進出してきたかと、連携、オープンイノベーション的な発想だと思うのですが、そちらがどの程度の結果が出たかというのが必要かなと思っています。

それが、この指定管理というところに、担っていただいているのか、担っていないのか。もし

担っていないのだったら、今、この議論はこの場からはなくなるのですが、その点はいかがですか。

執行部 指定管理の行う業務としましては、施設の運営として利用料金の徴収ですとか、それから入居者への支援業務、これは事業化に関する相談への対応ですとか、研究者ですとか関係機関等への紹介などもあります。それから、入居者からの要望ですとか、苦情とかトラブルなどについても指定管理者の業務の一環として行っています。

そのほか、当然、市としても、入居企業とは面談をして、事業化ですとか新たな事業展開に向けては、支援をしているという状況でございます。

委員（射場 博義 君） 結果的にこの指定管理者さんが、市内に進出、もしくは何らかの関係をすることを、指定管理で行うのか行わないのか、今、市がやるということは当たり前の話なのですが、指定管理の業務として、それが入っているか入っていないのか、入っていないのであれば、今までのこの今の議論はなくなるので、そこだけの確認です。

やっていることは評価をしています。

執行部 先ほど課長も申しましたように、この施設というのが、施設の管理運営を行われています。

その中で単独指名させていただいているというのは、あくまでも山口大学医学部と、医学部の研究者、教員やOB、そして学生等と強い関係性を持っている事業者だからこそ、単独指名させていただいているとお話をさせていただきました。

この施設というのが、先ほど言いました、うちの成長産業も含めてですけれども、市外から呼んできて、医学部の事業とのマッチングを行った上でその施設を使っていただくものもございますし、あとは、医学部の先生方、また研究内容が、例えば上場される、または市内企業とくっつかれて、その施設を起点として活動されているというものもございますので、そういった面からするとすべて行政としての宇部市が主導的にその施設を使っているというわけではなくて、医学部の中で、より発展的にやられているということもありますのでそういう意味からすると、施設の運営面で、医学部の教授または関係企業が使っていらっしゃる、そういうところには指定管理者のほう関わっていらっしゃる、主体で動いていらっしゃるということは言えると思っています。

委員（射場 博義 君） 繰り返しになりますけれども、やっていることはすごく評価に値する内容の活動をされているのですが、少しストレートに言うと、ただ、医学部の研究開発のためだけに、市が支援するという位置付けになると話がおかしくなってしまうので、やはり宇部市として求めるのが、市内企業に対して、市内の経済に対して、市内のいろいろなイノベーションに対してという思いを込めていると思っていますので、それがきちんと現れているかという、これはここの議論ではないかもしれないのですが、要は指定管理がそこをどういうふう担ってい

るのか、業務範囲に入っているのか、入っていないのか、それと先ほど言いましたけれども、候補者の採点にマイナス点があるのですけれども、それはなぜか。

そこは全部リンクしているので、その辺を整理できたらいいのかなと思っています。

だから評価が単純に、その実績が出たというのは評価がないのであれば、ここの評価点だけの話になってきます。その業務が入っていないのであれば。

執行部 ありがとうございます。

前回の外部評価の評価点という点数自体は、今こちらのほうも把握はできたのですけれども、ただ今回の外部評価の評価点と評価項目が若干違っておりまして、ストレートに比較ができにくいというところがございます。

ただ、射場委員が御指摘されたように、今回4回目ではありますけれどもまだマイナス点があるのかというところで言うと、前回もやはり同じようにマイナス点がございまして、これ点数だけお話をさせていただきますが、100点満点中で78.4点ということで、今回も同じように項目によっては満点が取れていなくて、減点されているものもございます。

委員（射場 博義 君） 指定管理の話になってくるのですが、選定するたびに、評価する基準が変わってくると言っていらっしゃるのですけれども、前回と違うというのであれば、その時代その時代で評価の仕方が、指定管理というのは変わってくるということでもいいのですか。

今の話だったら、指定管理全部の話になってしまうので。

前回から改善されたのはどこで評価されるのか、改善されたのか分からないということになりますので。

執行部 もう少し細かくお話をさせていただくと、審査項目としては、前回も今回も5項目あります。

お示しさせていただくと、まず1点目が、入居者の平等な利用を確保することができるものであること。

2点目が、事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。

3点目が、事業計画書の内容が、施設の管理に係る経費の削減を図るものであること。

4点目が、事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。

5点目が、その他施設の設置目的を達成するために必要な事項。

という形で5項目ございまして、これは前回も今回も同じではございますけれども、その100点満点の配分が違っておりまして、前回で言うと、1項目め20点、2項目め30点、3項目め10点、そして4項目め25点、5項目め15点となっておりますが、このたびでは、その4項目、要は施設を安定して経営する能力を有するものであることというところは、25点を30点にさせていただいております。

それと、5項目めのその他の設置目的を達成するために必要な事項というところであれば、前

回が15点満点のところ、今回10点というところで、この5点が移動することによって、100点満点ではあるのですけれども、若干の配点が違っているということでございました。

いずれにしても、100点満点ではありますけれども、減点がされておりまして、満点の項目がない状況ではあります。

委員（射場 博義 君） 4項目めと5項目めの配点を変えたのはなぜか。

執行部 申し訳ございません。今、手持ちの資料ではその明確な理由というのを把握しかねるのですけれども。

これにつきましては、施設の管理を安定して能力を有するものであることというのは、あくまでも、長くいらっしゃった企業がどんどん新陳代謝で変わっている時期でございます。

この施設の管理というのをしっかりやってもらいたいというところで、この度、25点から30点、そういったウエートを持たせたということも考えられますし、その他の項目ということで15点満点でありましたけれども、その他の項目というのが実際あまりありませんでしたので、このウエートを減らさせていただいたということだと考えております。

委員（射場 博義 君） 意味は分かるのですけれども、前回4項目めが満点であれば、あまり言うことはないのですけれども、さらに求めますということで点数を上げてもいいのですが、多分前回がもし満点でなければ、これを変えるということが分からなくて、いっぱいこう、指定管理を出されたら、そういうふうに今回、今までの実績を踏まえて、やはりもう少し安定して欲しいというふうなことはあるのですけれども。

単独指名ということであれば、前回が満点でなければ、同じ基準であって、改善されているかどうか少し諮っていかないと、ここがいいかどうか分からないのではないかと。

基本的には知らない所ではないのですけれども、僕らも見学したことがあるので、すごくいい感じで動かれているので、その辺はすごく評価しているのですが、ただ、今この仕組みの話だけをしています。

時間の関係もありますので、少しこれ置いて、あとずらして、もし可能であれば。

執行部 少しお答えさせていただきます。

執行部 前回の採点の配点が今回と変わっている点ですが、前回4項目めの、当事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであることというところは25点だったと思うのですけれども、それはその5項目めの、その他の施設の設置目的を達成するために必要な事項の中に、環境への配慮というのが5点配分されておりまして、その5項目めのほうに入っていたものを、今回、4項目めのほうの項目に挙げたということで、審査基準の項目が5項目めに入っていたものを、4項目めに入れたために、配点が変わったということでございますので、配点項目の内容そのものを変えているところはありません。

委員（射場 博義 君） 配点基準を変えたのはいいのですが、これをやらないといけない

理由があったということですか。

要は、我々が見るときに、前回との比較ができなくなるので、どうしてもそこを変えないといけないという要因があったのか説明いただければと思います。

執行部 変えなければいけない要因というのが、先ほども言いました、今まで環境が入っていたのが5項目めのその他の項目というところに入っておりまして、もう今、環境負荷に対する考察というのは、もうすでに安定的な運営の基盤をなしているのです、項目として変えさせていただいたところだと考えております。

確かに射場委員が言われるように、項目を変えてしまうと、単純にその評価または点数の比較ができなくなるのではないかと言われたところは、こちらのほうとしても考慮が足りなかった部分もあろうかと思っておりますので、そういったところは事前によく委員の皆様方にも御説明すべきだったと考えております。

申し訳ございませんでした。

委員（射場 博義 君） 今、いろいろ話をさせていただいたのですが、そういうふうな視点で物を見ていくということが必要ということで、くどいですがけれども、ここでしていることは素晴らしいことなので、これはぜひ続けていただきたいと思っています。

ただ、この審査をするというところにくると、やはりその辺は明確にさせていただかないと、反対に、せっかくいいことをやっていらっしゃるのに、どうしてだろうかという話になってくるので、その辺はうまく整理して、分かりやすくしていただければと思っています。

委員長（早野 敦 君） ほかに。笠井委員。

委員（笠井 泰孝 君） 今お答えの中で、令和6年度からが5回目の指定管理の指名ということですが、これは1回目からずっとこの1者のみの申込みだったのでしょうか。

執行部 こちらにつきましては、平成18年から1者の単独指定となっております。

委員（笠井 泰孝 君） それで、資料を見ますと、賃料を取っていらっしゃるのですけれども、この賃料は行政に入っているのかなと思うのですけれども、指定管理料は大体どのぐらいお支払いにはなるわけでしょうか。

執行部 指定管理料についてはお支払いしておりません。

あくまで、この入居費用について、霜仁会のほうで必要経費を除いた後の剰余金について、市と霜仁会とで折半しているところがございます。

以上です。

委員（笠井 泰孝 君） それと今、射場委員へのお答えの中で、いろいろな企業さんの出入りが結構頻繁にあるということでしたが、頻繁にあるということは、きちんとそこで機能が果たされて、世間で言う出世というか、巣立っていったという感じなののでしょうか、それとも、その逆の場合もあり得るのかお尋ねいたします。

執行部 このMCCについては、平成15年度から令和5年11月末までに累計で21社の企業が入居されていて、令和4年度末までで、104件の商品化、事業化に繋がっております。

現在も、事業化を目指されて、そのあとで卒業というか、出て行かれた企業もありますし、常に循環というか、入れ替わりはあるという状況です。以上です。

委員長（早野 敦 君） 山下委員。

委員（山下 則芳 君） すみません、今ありましたが、何回も指定管理する場合は、できれば過去の審査結果をずっと載せていただくのと、それと審査基準の1から5の項目を、できれば載せていただきたい。

特に今回、その他施設の設置目的を達成するために必要な事項、これが候補者の点が一番低いのですが、その他というのはどういう項目ですか。

執行部 その他の項目2点ございまして、まず危機管理体制、地震ですとか火災など緊急時の対応が適切かというところ。

それから、個人情報の保護措置が適切か、この2点が、それぞれ5点の配点となっております。以上です。

委員（山下 則芳 君） ということで、項目をできれば今後載せていただきたい。

それと指定管理の場合は行政と指定管理者のリスク分担があると思うので、今後はそのリスク分担表も出していただくと助かります。

要望です。以上で終わります。

委員長（早野 敦 君） ほかにありますか。三好委員。

委員（三好 保雄 君） 今、選定委員会の審査ということですがけれども、その人数とその所属の立場とか教えていただけるとありがたいです。

執行部 お答えします。選定委員会、5名いらっしゃいます。

まず、山口県産業技術センタープロジェクト推進部長様、宇部工業高等専門学校地域共同テクノセンター長様、中小企業診断士の方、宇部商工会議所の事務局長、宇部市産業経済部の次長の5名となっております。

委員長（早野 敦 君） 林委員。

委員（林 豊廣 君） この採点のマイナス項目について、これを満点にするのは、執行部のほうの指導があるのですか、それとも自己努力ですか。

例えば今、一番上の20点が15.6点ですがけれども、このマイナス点を20点にするのは、市の方から指導されるか、それともクリエイティブセンターのほうの自己努力ですか。

執行部 点数が満点になっていないところにつきましては、市のほうも適宜MCCの管理をされている霜仁会と連携をとって、改善に努めていただくようにしたいと思っております。以上です。

委員長（早野 敦 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第109号宇部市メディカルクリエイティブセンターに係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦 君） 次に、宇部市産業振興計画推進委員会の開催状況について報告をしたいとの申し出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 お時間をいただきありがとうございます。

それでは、引き続きまして、産業経済部から宇部市産業振興計画推進委員会の開催状況について御報告をさせていただきます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

執行部 商工振興課、引き続きまして、産業振興計画推進委員会について御報告をさせていただきます。

こちらは令和4年3月に本市で産業振興計画を策定しておりますけれども、その計画を具体的に推進していくため、各施策の進捗の報告と、それから委員の皆さんから御意見をいただく場として設置をしております。

毎年2回程度開催しておりますけれども、令和5年度も2回開催しております、本日はその2回目の開催時の御報告になります。

それでは、資料に沿って、まず次第を御覧いただければと思いますが、議事としては3点ございました。

まず1点目、専門部会の開催状況についてですけれども、この産業振興計画の推進委員会の下に、中小企業の経営課題に特化したテーマを設けて、その現状について意見を伺う場を今回から設けております。

その部会で出た意見につきましては、推進委員会で報告いたしまして、翌年度の予算に反映させる考えとしております。

委員の構成につきましては、資料の3ページ目を御覧ください。

中小企業診断士の片山委員を部会長といたしまして、支援機関である宇部商工会議所、くすのき商工会、それから金融機関から西中国信用金庫、中小企業団体として3団体、それから観光関係の団体として宇部観光コンベンション協会、これらの皆様でこの部会を構成しております。

これまでに、この専門部会は3回開催してございまして、主に中小企業の皆様で課題と御意見を多くいただき、事業承継とそれから企業の人材確保、育成というテーマで皆さんから意見を伺っております。

第1回で、まず、皆様方にその事業承継についてどのような考えをお持ちかというところですが、人材確保、育成についてもどのような取組をされているかというまず皆さんに御意見をお伺いして、第2回、第3回で皆様から頂いた意見を、例えば事業承継については、事業を譲り渡す側、それから事業を譲り受ける側、それからその引継ぎを支援する側の、この3点の視点でそれぞれ意見を整理しました。

それから人材確保、育成についても、経営者側の視点、それから従業員側の視点ということで意見を整理したのになります。

それから、第2回、第3回につきましては、第1回の専門部会で頂いた意見をさらに掘り下げるということで、事業承継については、8ページになりますけれども、早期着手を促すターゲットは誰かということと、それからその早期着手を促すために何をすべきかというこの視点でそれぞれ委員の皆さんから意見を頂いたということになります。

それから、その頂いた意見をまとめて、第3回については、来年度の施策の方向性ということで、例えば事業承継にまだ関心がないけれども、関心を持ってもらうためにどういうふうに投げかけをしたらいいかということ、意見を頂いたので、来年度の予算に反映させていきたいと考えております。

専門部会の報告につきましては、以上となります。

次に議題2といたしまして、令和6年度、来年度の施策の方向性についてということで、それが資料の12ページ以降になります。

産業振興計画は、4点の重点施策を持ってございますけれども、その重点施策ごとに上半期の進捗について御報告をいたしました。

まず、重点施策の1といたしましては、12ページにあります成長産業の創出と育成について御報告をしております。

それから13ページは、重点施策の2番目ですけれども、市内企業の経営基盤の強化、それから事業継続の促進ということで、先ほど専門部会でテーマとして取り上げました事業承継につき

まして、こちらの委員会でも御報告をした内容になります。

それから、15ページも事業承継の御報告の内容になります。

16ページにつきましては、重点施策の3といたしまして、産業を支える人材の確保・育成という点で、現在、本市で進めている事業についての進捗を報告しております。

それから、17ページは、その産業を支える人材の確保・育成の中でも、人材育成について、現在やっている補助金についての御紹介をさせていただきました。

それから、19ページは、重点施策の4番目であります、人が集う場や機会の創出ということで、まちなかうオーカブル推進事業の進捗について御報告をさせていただきました。

議題の3といたしましては、今後のスケジュールということで、推進委員会といたしましては、第2回をもって、来年度予算に反映させて、来年度の予算が公表される頃、皆さんから頂いた意見がどのように施策に反映されたかということをお報告する予定としております。

以上で、報告を終わります。

委員長（早野 敦 君） 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等はありませんか。射場委員。

委員（射場 博義 君） 全体的な話ですが、来年度に向けての計画も含めて成長産業のところで、今回、一般質問でも少し質問させていただいているのですが、スタートアップの関係を盛り込んでらっしゃるのですが、気になっているのが、オープンイノベーションとかスタートアップエコシステムという表現が入っていない。私としては、やはりスタートアップと市内企業がマッチングしていくというのが、市内企業に対しての支援となるとイメージ的にはあるので、そういうものが盛り込まれたらいいなと思います。

今回の説明の中では、スタートアップオンリーだったので、その辺をオープンイノベーションとか表現していただくと、文章だけで見るとオープンイノベーションはまた別物かとなってくるので、あえて入っていないのか分かりませんが、質問の回答から言ったら、やられるということなので、その辺をもう少し明記していただければありがたいなと思いますがいかがでしょうか。

執行部 ありがとうございます。

今、委員からも言われたようにオープンイノベーション、またはスタートアップ自体については、これからも積極的に取り組んでまいります。

資料について、その記載がなかったというところで、特にスタートアップエコシステム等は、私どものプラットフォーム成長産業推進委員会自体をエコシステムの根幹にしておりますし、表現等も含めて、少し検討をさせていただきながら、内容としては盛り込んでいると、計画自体には盛り込んでいると思っておりますので、その表現自体についてはまた検討させていただけたらと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

委員長（早野 敦 君） ほかにありますか。山下委員。

委員（山下 則芳 君） すみません。

令和6年度の施策の方向性で、今までと違うところはあるのですか。それとも全く一緒ですか。

執行部 これは産業振興計画に基づく施策になりますので、計画の範囲内という、今までと同じかもしれませんが、令和6年度の新規事業も、こちらとしては、この計画の中で進めていく事業として、予定しておりますので、拡充する部分や新規にやっていくという事業も当然盛り込んでいくつもりです。

委員長（早野 敦 君） ほかにありますか。新村委員。

委員（新村 秀雄 君） すみません、令和6年度の施策方向性についてというところなのですけれども、これ、アンケートが778社に対して回答が152社というのは低いような気がするのですが、これ、アンケートの回答率を上げるために何か工夫はされていますでしょうか。

執行部 はい、お答えします。

こちらのアンケートにつきましては、市内の中小企業者で、経営者の年齢がこちらの信用調査会社で把握できる55歳以上の方を対象に、それが778社ほど抽出できたので、その方たちを対象にしたアンケートです。

内容は事業承継についてのアンケートですので、アンケートの内容というのが、あなたに後継者がいらっしゃいますかとか、後継者の有無についてお聞きすると、それから後継者がいない場合に、あなたは廃業しますかと、そういった御自身の経営状況というか、今後の事業についてもお尋ねする部分がありますので、そういったことを市にお答えしていただくというのが、なかなかその事業者さんにとってはハードルが高いのかなと思っております。

それから、これが実際に具体的に今後、市が支援していく対象の方ということで、記名をしていただいております。なので、そこもかなりハードルが高かったのではないかなと思っています。

事業承継というふうにお題をつけてしまうと、なかなかハードルが高いと思うので、我々としては、事業継続に関するアンケートというようなお題に少し変えて、少しでも回答していただけるかなというところで、お尋ねしているところです。

なかなか回収率というのは、これ以上上げるのは難しいのかなと思っております。

執行部 今のは、あくまでも担当者のほうの内情で、本当に事業承継を我が事として、先の話でもありますので、今、回答してもらうのは難しい状況にはありますけれども、今後、一般質問の答弁でも申しましたように様々な機会を捉えて、やはり意向確認もしていきたいと思ひますし、今回回答していただいた方々の回答というのを大事にさせていただいて、訪問等もしながら意向確認をして次につなげていく、そういう成功事例を作ることでまた次につなげていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長（早野 敦 君） ほかにありませんね。

ないようですので、以上で、宇部市産業振興計画推進委員会の開催状況についての報告は終わりました。

委員長（早野 敦 君） 次に、農業振興地域整備計画についての報告をしたいとの申し出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 それでは、農業振興地域整備計画について御報告をいたします。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

執行部 農業振興課の富田です。

初めに概要を説明いたします。

現在、農家の方が登記している農地については、このたび報告します、農業振興地域整備計画の地図に掲載しておりますが、15年前に比べ、状況が変わっていることから、県から県下の自治体に向けて、現状に合ったものとするよう指導もあり、このたび計画を見直し、地図を整備するものでございます。

それでは詳細について説明をいたします。

整備計画書については、現在作成途中であることから、本日は、整備計画変更案の概要を説明させていただき、最終的な整備計画書は3月にお示しさせていただきたいと考えております。

資料の1、農業振興地域制度でございます。

農業振興地域は、総合的に農業の振興を図る地域として、県が指定するものです。

宇部市では、都市計画用途地域以外が農業振興地域とされております。

その農業振興地域内にある農用地区域は、市町が策定する農業振興地域整備計画内において、農業上の利用を図るべき区域として設定します。

なお、国の農業支援策であります基盤整備事業や、中山間地域等直接支払制度は、農用地区域が取組の要件となっております。

一方、住宅や太陽光発電施設などへの農地転用は制限をしております。

3番、整備計画の見直し業務ですが、令和4年度から令和5年度の2年をかけて実施してまいります。

令和4年度は、策定業者の業務委託及び、宇部市農業振興地域協議会を設立し、開催をいたしました。さらに、市内農業者へのアンケート調査を実施するとともに、過去の国の事業等を記載した基礎調査資料を作成しました。

令和5年度は、農業振興地域整備計画案、土地利用計画案を作成しました。また、5月、11月に宇部市農業振興地域協議会を開催し、整備計画案について協議、審査を行っております。同じく11月に、農業振興地域の整備に関する法律、施行令、また施行規則に基づき、農業委員会、

農業協同組合、森林組合、土地改良区に対して、整備計画案の意見聴取を行いました。県との事前相談、調整は随時実施してきたところでございます。

4番、整備計画の主な項目であります、農用地利用計画について説明をいたします。

農用地利用計画について、国の設定基準に基づき、衛星画像データや農業委員会で実施しています、利用状況調査を参考としました。

農用地区域とする農地面積は、1,772.4ヘクタールとする予定です。

編入については該当ありません。

農用地区域から除外する農地面積については、農業振興地域の整備に関する法律にある山林原野化している土地であるなどの、農業上の利用の増進が図られない土地に該当するものとして、宇部市全体で489.7ヘクタールとなります。

資料、もう1つ色つきの地図があると思います。添付の付図では赤で塗った場所が、今説明しました、除外の予定地で、山林原野化している農地です。

なお、農業者に影響のないように、基盤整備事業の対象地や農地の集団性を損なう、また分断するような箇所、また中山間地域等直接支払制度の対象農地等は除外地とはしておりません。

5番、今後のスケジュールについて、県に事前相談した後に、農業振興地域の整備に関する法律に定められた手続になりますが、30日間の公告縦覧、これは住民からの意見を聴取する場となります。次に15日間の異議申立ての手続を踏まえ、県と協議をして再度公告し、今年度の策定を計画しております。

市のウェブサイトにも随時情報を掲載して周知を図っていきます。

農業振興地域整備計画の見直しについての報告は、以上でございます。

よろしく申し上げます。

委員長（早野 敦 君） 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等はありませんか。林委員。

委員（林 豊廣 君） 私も、ため池の管理について一般質問させてもらったのですけれども、この辺りの説明は、もう少し詳しくできますか。

今のこの整備計画の中に入っているため池は、どの辺りだというふうな。

その中に、県ため池だとか、防災重点ため池が入っているのですか。

これは農業振興地のため池だと思うのですけれども。

執行部 整備計画案の中で今掲げようと考えているため池等については、厚東、万倉、船木のため池の整備計画を掲載する予定としております。

また、防災減災事業とか、いろいろ頭首工とかあるのですが、そういったものも今、計画の中で考えているのは、掲載する予定にしております。

委員（林 豊廣 君） ため池を管理している水利組合なり、その人たちに、この事前説明

はされるのですよね。

執行部 特定の農業者またそういった方に対する説明は予定しておりません。

ただ、公告、ウェブサイト上の掲載、そういった部分を通じまして、周知を図ってまいりたいと考えております。

また農業者の代表であります農業委員さんとか、農地利用最適化推進委員さん、そういった方を通じて、事業計画を周知していきたいと思っております。

委員（林 豊廣 君） どうも、ありがとうございます。

委員長（早野 敦 君） 笠井委員。

委員（笠井 泰孝 君） 農用地区域から除外する農地面積の説明をされたのですけれども、これは1年間の転用面積という意味ですか。

執行部 前回の見直しが平成20年度でございまして、もう15年経過しております。

15年間で異なった状況になっている部分を挙げさせていただいております。

委員長（早野 敦 君） 射場委員。

委員（射場 博義 君） 確認だけ、すみません。

地図で、農業振興地域というのがあるのですが。例えば、左のG-1と記載のある対象区域が入っていない場所、農地の色付けがされていないのですけれども、ここは、前回はあったけれどもなくなっているという表現なのか、なぜこれ何もないところに線が引かれているのか単純に分からないので、確認だけ。

執行部 今、付図の質問がございました。

青い実線から海側のほうが、都市計画の用途地域でございます。

そして、青い実線以外のところから上、北側については、県が定めます農業振興地域となります。

G-1は厚南のほうにございますが、農振農用地区域は、過去から既に入っていなかったということでございますので、このたび外したわけでもございませぬし、その中にまとまりのある優良農地はこのG-1の中にはないということでございます。

また地図の中にF-1という場所ありますが、これ旧市地区ですが、こういったところも同様に、F-1のところには農用地区域はないと、過去からないということでございます。

委員（射場 博義 君） ないけど指定はされているということでいいですか。

執行部 都市計画用途地域以外という形で、県が指定をしておるものでございます。

委員長（早野 敦 君） ほかにありませんか。三好委員。

委員（三好 保雄 君） 除外すると赤のところ、増えているというか僕ちょっと詳しくないのでけれども、農家の方がどんどん農業を続けていくということに、マイナスになってくるのか。

やはり今、本当に農家の方を支えていかなければならないということだと思っておりますけれども、それが安易に太陽光パネルになってしまうかということ、防ぐことはできるのかということをお尋ねいたします。

執行部 赤で外したことに対する農家へのマイナスというか、そういった部分でございますが、この農用地区域というのはあくまでも国の事業等を投入していきましょう、いわゆる中山間地域等直接支払いとか、基盤整備をしていきましょうといった指定が必要なところでございます。

ですので、この赤になったことによって、農業者への不利益というか、マイナス面はないということでございます。

先ほど言いましたとおり集団的な、またまとまりのある農地は外しておりませんので、そういった中で、山林原野化したところを、現状に合った形で指定を外したということでございます。

委員長（早野 敦 君） 林委員。

委員（林 豊廣 君） 今出ました赤の部分ですけれども、これは将来的には外しているので、農地としては使えないので太陽光を設置する申請があった場合は、オーケーを出すのですか。

執行部 先ほどの説明で言葉不足の部分がございます。

ここの設定については、例えば山際とか、あと農地のもう本当端のほうの浴田とか、そこで山林原野化したところを外したというようなことでございます。

委員（林 豊廣 君） 具体的に言うと、そこは農地を外しているので、農地転用が必要なくなるわけですね、太陽光を設置する時、そのとき、太陽光の施設でここを借りたい、買いたいという時には、許可を出すということですか。

執行部 すみません。

ここはあくまでも農振農用地区域から外すということでございますので、農地ではなくなるとか農地として利用してはいけませんとかいうことではございません。

そこについては当然、山林原野化した浴田の所でございますので、そういった所は状況に合わせて外すのですが、いずれにしても、農業委員会と農地転用の手続きだとか、そういったものも必要になってまいりますので、必ずすぐにどうぞ太陽光になりますよというわけではございません。

委員（林 豊廣 君） 太陽光に特化しているわけではないのですが、それを農地以外の違う目的に開発なりされた時に、そこにある農道だとか、水路だとか、そういう面に関してのフォローアップというのはできるようになっているのですか。

あるいは、外国の人に売るようなことがあるのですか、それもオーケーを出すのですか。

執行部 今言いましたとおり、山林原野化してもう入れないような、また山になっているような所を外しておりますので、農道とかそういった部分への影響というものも特段ないと考えております。

そして、この農用区域の設定については、これで門を閉めるわけではなく、いつでも、農用区域にまた戻すということもできますし、それをまたさらに外すということもできるのですが、そういった形で農家の方、またそういった地域の方に影響のないように、手続ができるようになっております。

執行部 もう皆さん御存知かもしれませんが、言葉の整理だけさせていただきますと、先ほどから出ております、農業振興地域というのは、これは今後相当期間、大体概ね10年と言われますけれども、10年以上にわたって農業振興を図るべき地域ということで、先ほど申しましたように、国のほうがある程度認定を、地域を決めているところでございますので、農用区域とか、よく農地と言いますが、ここはこのたび、赤となっても、今までどおり農地転用等は厳しく、他の用途に変えるのは厳しく規制はかけられたままでございますので、その言葉が入り乱れているような形で私に認識ができましたので、言葉の整理をさせていただきたいと思います。

むやみに何にでも使ってよくなる土地になるよというわけではありませんので、そのこのところだけ押さえさせていただければと思います。

委員長（早野 敦 君） ほかにございませんね。

ないようですので、以上で、農業振興地域整備計画についての報告は終わりました。

委員長（早野 敦 君） 次に、楠こもれびの郷くすくすの湯について報告をしたいとの申し出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 まずもってですが、このたびの楠こもれびの郷くすくすの湯につきましては、いろいろと委員の皆様方にも御心配、御迷惑をおかけしましたことは改めてお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

着座にて、楠こもれびの郷くすくすの湯につきまして、御報告をさせていただきます。

詳細につきましては担当課長のほうから説明をさせますので、どうぞよろしくお願ひします。

執行部 農業振興課の中村です。

それでは令和5年10月に判明しました、楠こもれびの郷くすくすの湯でのレジオネラ属菌の検出について発生から現在の状況について御報告をいたします。

資料の1ページを御覧ください。

1番の概要ですが、御存知だと思いますが、宇部市楠こもれびの郷（指定管理者「楠むらづくり株式会社」）の温浴施設くすくすの湯において、令和4年12月から令和5年2月にかけて、水質検査を実施した結果、施設内4か所の浴槽から基準値を超えるレジオネラ属菌（最大2.7倍）が検出されたにもかかわらず、温浴施設の営業を継続していたことが、令和5年10月2日に判明しました。

次に2番の経緯ですが、令和4年12月12日に源泉と施設内7か所の浴槽の法定水質検査を実施。

令和4年12月26日に水質検査1回目の結果が出ましたが、施設内4か所の浴槽から基準値を超えるレジオネラ属菌が検出されましたが、市への報告を行わず、通常通り営業を継続しました。

そこから水質検査を2回目、3回目と実施しましたが、いずれも基準値を超えるレジオネラ属菌が検出されました。この間も通常どおり営業しております。

そして、令和5年2月9日に4回目の水質検査を実施し、令和5年2月17日に水質検査の結果が出ました。レジオネラ属菌が検出されなかったため、ここで水質検査を終了したということになっております。以降も営業を継続しています。

令和5年9月20日に、宇部環境保健所の年に1回の立入検査において、水質検査で基準値を超えるレジオネラ属菌が検出されていたことが判明。これは宇部環境保健所だけに判明したという意味でございます。この際も指定管理者は、宇部市に報告することなく営業を継続しています。

令和5年10月2日に、宇部環境保健所から宇部市に対して連絡があり、くすくすの湯でのレジオネラ属菌の検出を初めて把握しました。

すぐにくすくすの湯での聞き取りや検査結果の確認を行い、翌日の令和5年10月3日から温浴施設の営業休止を指示しました。

令和5年10月4日に報道発表し、記者会見。

令和5年10月5日に水質検査を実施。

検査結果が令和5年10月12日に出まして、レジオネラ属菌は不検出でした。

最大で4か所の浴槽からレジオネラ属菌が検出されていた事実から、令和5年10月20日、21日の2日間で、源泉ポンプから全浴槽までの、給湯配管等の薬剤洗浄・消毒作業を実施、これは配管清掃の専門家による特別清掃です。

特別清掃後の令和5年10月23日に水質検査を実施し、令和5年11月1日に検査結果が出まして、レジオネラ属菌は不検出でした。

この経過の一覧には載せておりませんが、このほかにも次亜塩素酸ナトリウムの噴霧消毒や、これまで実施していなかった、アルカリ泉質の滅菌に効果が高いとされる、モノクロラミン剤による全浴槽のつけ置き消毒も実施しております。

また、宇部環境保健所との施設運営上の衛生管理の協議を何度も行いましたが、その内容は、管理運営の見直しによる再発防止対策、宇部市と指定管理者による業務体制の見直しなど、安心安全に係るものでした。

そういったものを落とし込んで、楠こもれびの郷くすくすの湯衛生管理マニュアルを最終改訂した上で、令和5年12月9日午前10時からくすくすの湯の営業を再開しました。

3番目の原因ですが、源泉ポンプから全浴槽までの給湯配管等を専門業者による配管洗浄剤を使用した洗浄消毒作業を、約8年間実施しなかったことで、配管設備内にレジオネラ属菌の繁殖の温床となる生物膜が発生し、レジオネラ属菌の検出に繋がった主な原因だと考えております。

また、施設の清掃や消毒など、衛生管理に対する指定管理者の意識や理解が不十分であったことが直接的な原因ではございますが、市としても水質検査の結果の確認など、施設の設置者としての対応が不十分であったものと認識をしております。

議員の皆様にも御迷惑と御心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

次に、4番のこれまでの対応ですが、先ほどの2番の経過で御説明したとおりでございます。

最後に、5番目のこれからの対応ですが、温泉水が配管内をずっと流れていけばよいのですが、配管等の一部にとどまりますと、レジオネラ属菌の温床となる生物膜と言われるものが発生しますので、浴槽水が滞留する可能性がある一部配管等の改修を実施いたします。

次に、機械室に現在製造が終了となっており、メンテナンスができない、光触媒紫外線殺菌装置というものがあるのですが、これを撤去し、新たにアルカリ泉質の温泉に対して、殺菌効果が高いとされるブロム剤自動供給器を設置します。

今後も、管理運営の見直しによる再発防止対策、宇部市と指定管理者による業務体制の再構築、衛生管理など、利用者の安心安全に係る対策に取り組んでまいります。

楠こもればの郷くすくすの湯でのレジオネラ属菌の検出についての御報告は以上です。

委員長（早野 敦 君） 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等ありませんか。三好委員。

委員（三好 保雄 君） 今まで光触媒とか紫外線消毒をしていたということであるが、それが動いていなかったということですか。

執行部 製造中止になって何年かたっておるので、そこのメンテナンスはできていなかったということですか。

委員（三好 保雄 君） ブロム剤自動供給器ということは、学校のプールのように塩素剤がずっと入っていくという形ですか。

執行部 配管の一部に組み込みまして、温泉水がそこを通過して浴槽まで出ていくということになります。

委員（三好 保雄 君） それは一応安全であると、逆にそういう薬が入っているからいけないよという人が出てくるのが心配されるのですけれども。

執行部 これは毎週水曜日が休館日となっているのですが、その休館日を利用してそのブロム剤を入れたもので漬け置きをしております。

ですから、通常の営業となるとその水を全部抜きまして、ブロム剤が入っていない温泉水を入れるということになっております。

委員長（早野 敦 君） はい、林委員。

委員（林 豊廣 君） まず経過の中で、宇部環境保健所が把握して、くすくすの湯に、これは基準を超えていますので処置をしてくださいよ、あるいは報告しなさいよという指導はしているのですか。

それを無視していたのが、こもればの郷という施設なのですか。

執行部 宇部環境保健所の年に1回の立ち入り検査というのは、源泉からのある一定時間の量だけを測りに来られます。その時に、年に1回の水質検査の結果を見せなさいというところで判明したものです。

ですから宇部環境保健所が検査したものではなくて、事前に行った水質検査の結果を宇部環境保健所に見せなさいと、そうすると、超えていますねということで、判明したということになります。

委員（林 豊廣 君） レジオネラ属菌の検査機関というのは、県ですか、民間の検査機関ですか。

執行部 民間の検査機関になります。

委員（林 豊廣 君） その結果を報告していなかったというのは、こもればの郷のほうが、それを認識しながら報告していなかったということですよ。

執行部 そうです。

委員（林 豊廣 君） 次からは、それに対する改善がされているということですね。

執行部 令和5年10月に把握しまして、先ほどの経過の中で御説明したとおり改善したと判断しております。

委員（林 豊廣 君） それから、今後こういうことがないように、作業基準だとか基準書、あるいは先ほど三好委員さんが言ったように、ブロム剤の自動供給器とありますけれども、これの残余量というのはチェックするような作業基準になっていますか。

執行部 マニュアルとチェックシートで確認するようにはしております。

委員（林 豊廣 君） それは今、市のほうも把握して、これならいいだろうということで確認されているということですね。

執行部 私どもも当然確認しておりますし、所管します宇部環境保健所のチェックも受けております。

委員（林 豊廣 君） はい、ありがとうございました。

委員長（早野 敦 君） ほかにあれば、はい、射場委員。

委員（射場 博義 君） 少し確認です。

原因のところで、配管洗浄がうまくいっていなかったような感じなのですが、先ほどの質問と少しかぶるかもしれません。

当時、チェック項目に挙がっていたのかどうか、普通の検査のチェック項目。よくチェックリストみたいなものはあると思うのですが、チェック項目に入っていたのか、入っていなかったのか。

執行部 5年に1度のこの特別清掃に関する記載というものは、従前のものにはありませんでしたので、このたびのマニュアルの中には、5年に1度実施するものとして明記いたしました。

委員（射場 博義 君） 専門家ではないから分からないのですが、それが入っていなかったということに対して、市が指定管理をするときに、その項目が必要ではないかという判断はできなかったということですか。

執行部 5年前のことでよく分からないのですが、このたびの募集には、そのことを追記いたしました。

委員（射場 博義 君） これ、最悪のケースはやはり、人に対しての影響が出てくるものですが、それに対して必要最低限のチェック項目がやはりあると思うのですよね。そういう検査をなさいと。それが、この配管のこういう関係には、そういうふうな項目に指定されていなかったのか。

指定されているのに記載をしていなかったとなれば、市のほうにも少し責任が出てくるかなという気はしますけれども、その辺はどうなのでしょう。

執行部 当然、引継ぎ等の時にきちんと引き継ぐべき事項であったと思いますし、その5年に1度の特別清掃を行うべきものということを強く認識して業務を行っていれば、このような事態は起こらなかったと思いますので、委員さんが言われることもごもっともだと思っております。

委員（射場 博義 君） どうですかという意見ではなくて、これを運営するときに、やはり法的にこれはチェックしないといけないという項目になっていたのかどうか。なっていなければ今の話でもいいのですけれども、なっているのに記載されていなくて、見逃していたということであれば、やはりその辺、責任の所在というのはまた少し変わってくるので。

執行部 法的に、何年に1度特別清掃を行うというものはございません。

ですから我々も今、過去の実績からして5年間に1回やれば大丈夫だろうと判断しております。

委員（射場 博義 君） 分かりました、それは理解しました。

そしたらあとは、検査をされて、指定管理というのは複雑なのであれなのですが、もし、こういう案件が起きたら報告しなさいというのは、法的には関係ないけれども、指定管理者との申合せだけというふうに理解してよろしいでしょうか。

執行部 協定書の中でも何かあればすぐ報告しなさいというものもございますし、我々もそんな疎遠な関係でもありませんので、当然そういったことがあれば、報告が上がると思っております。

執行部 先ほどから法的なと言われましたので補足をさせていただくと、やはり公衆浴場法が

ございまして、営業者はそういった、水質検査等で異常が出た場合には、その管理する保健所に届け出なさいと、この場合、営業者は宇部市になりますけれども、そのような規定はございます。

先ほど委員が言われたのは、あくまでも指定管理者と宇部市との関係性を言われたので、今、課長のほうから説明を申したとおりでございます。

委員長（早野 敦 君） はい、林委員。

委員（林 豊廣 君） 今、公衆浴場の法律があると言われましたけれども、ホテルに関してはそういうふうな提供がされていますので、まず配管については5年でいいと思います。

しかし、浴槽に関しての清掃業務というのは、毎日です。

お風呂屋さんには毎日終わった時にやっています。そういったことがやられていなかったし、日報にも書いていなかったし、作業基準がなかったと私は判断しておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

執行部 浴槽もしくは浴室内の清掃については、毎営業日の朝6時過ぎぐらいから、ビル管理の専門家によって、次亜塩素酸ナトリウムによる清掃等は毎日行われております。

委員（林 豊廣 君） この属菌というやつは、僕はホテルをやっていたのですけれども、その上にある膜を壊さないと、幾ら上から源泉をかけても死なないのです。

それはなぜかと言ったら、ブラシでこすることによって、オブラートされた下にあるオブラートを壊さないと、保護された属菌まで届かないのです。

清掃を毎日やるのはいいのですが、やり方を熟知してなかった、菌の特性を知らなかったから、こういう結果になったと思うのですが、それが次の作業基準の中に入っているということなので、別に私は問題ないかなと思いますし、それを踏まえた作業基準日報になっているということ先ほど説明されたので、それでいいのではないかと思います。

執行部 すみません、少し言葉足らずでした。

消毒だけではなく、当然こする清掃等も行っております。

委員長（早野 敦 君） はい、どうぞ。

委員（木原 大介 君） くすくすの湯が凄く悪いことをしたイメージなのですけれども、僕の認識では、菌が出たから営業中止する義務はないのですよね。報告義務もない。全部自粛ですよね。

執行部 義務がないかというのと、先ほど少し御紹介させていただきました公衆浴場法、また旅館業法のほうでもそうですけれども、水質検査、要は不特定多数の方が入られるわけですから、衛生、安全を保つためにも、そういった水質検査等で異常値が出た場合は、営業者は保健所に報告しなければならぬというのがありますので、これは義務です。努力ではありません。

それと、確かにこのたびの施設の休止、営業停止は、どこか上級官庁から言われたわけでもなく、市、そして指定管理者のほうで自主的に行ったものでございます。

やはり、このたびの基準値を超える数値が出たにもかかわらず、報告もせずに営業を続けていたということも含めまして、改めて、令和5年12月から令和6年2月、2月には一応レジオネラ属菌がなくなったとはいえ、改めて、施設をもう1回きちんと点検させていただく。

そして、ここに至った時点での職員の意識や知識の不足というのはもう間違いなくありますので、ここのところはしっかりともう1回教育をし直させてもらおうと。

これ別に第三者的というわけではなく、私ども職員も今回のことで非常に勉強しましたので、そういったことをさせていただくと、その上ではないと、市として営業者として再開はできないと考えましたので、今回はあくまでも自主的な閉鎖にとどまりました。確かに上級官庁から営業停止を命じられたわけではありませんけれども、報告自体については義務と考えております。

委員（木原 大介 君） 基準値を超えたら営業中止しなさいという義務はないですよね。

執行部 基準値を超えたら営業を中止しなさいという義務はないと、私どもも思っています。

委員（木原 大介 君） 何が言いたいかというところ、他県では条例で、基準値を超えたらアウトということを作っている所もあるが、それは難しいから、今回こういうことが起こったのは、みんなの認識が甘かっただけで、市がもともと全部義務化していればよかっただけだと思うのです。

出たら、すぐ報告しなさいと義務、指定管理をするときに。リスクを少し野放しにした仕様書であったのだらうなと思うので、その辺をガチガチに固めたものを作ったらいいと思うのです。

今回はもうガチガチに固めたものができてしまっているということですね、分かりました。

執行部 ただ誤解がないように。今、報告の部分は法に基づいてガチガチに固めたものを作っています。ただ、営業停止についてのところは、マニュアルとして、確かにその施設は閉めるのですが、何か罰で閉めるという書き方ではなく、把握したら遅滞なくその営業を休止して、きちんと安全確保に努めるという形で書いてありますので、そこのところだけ補則で説明をさせていただければと思います。

委員長（早野 敦 君） はい、どうぞ。

委員（射場 博義 君） 今の話ですけれども、市と指定管理者の取決めが守られていなかったと、何か異常があった時は報告しなさいを報告しなかったという、そこはやはりマイナス点だと思いますので、報告しないといけないのですから、そういうふうに指定管理を締結する時にそう仕様書に書かれているので、それはやらないといけない。後の処理の判断は市がどう考えるかの判断で、それが良いか悪いかという議論はあってもいいと思います。

それと、1つ聞きたいのは、レジオネラ属菌、これが人体に対してどういうふうな、もし最悪の場合はどうなってしまうのか、言葉ではよく聞くのですが、例えば死に至るとか、何かお腹が痛いレベルなのかよく分からないのですが、そこら辺の危機感が分からないから余計でもこういう議論があるのだと思います。

執行部 私も物で読んだぐらいのことなのですからけれども、やはり最悪は死に至る。

委員（射場 博義 君） ということはやはり、もし最悪のケースが起きていたときには、そういうことを報告しなかったというのは、多分、相当の過失が出てくるということにはなってくる、もし死亡された場合ですね。一応、今のは意見です。

委員長（早野 敦 君） ほかにありますか。

ないようですので、以上で、楠こもれびの郷くすくすの湯についての報告は終わりました。
産業経済部の皆さん、お疲れ様でございました。

委員長（早野 敦 君） 次に、議案第102号宇部市都市公園条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 都市政策部です。よろしくお願ひします。

それでは、議案第102号宇部市都市公園条例中一部改正の件について御説明します。

これは、恩田スポーツパーク整備事業の実施による公園施設の廃止及び新設に伴い、所要の整備を行うものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、議案第102号宇部市都市公園条例中一部改正の件について御説明します。

議案集45ページの、議案第102号を御覧ください。

改正の内容としては、有料公園施設及び体育施設の名称について、事業計画に合わせ改正するものです。

有料公園施設の名称を示した、別表第1、体育施設の名称を示した、別表第2の2、それぞれの改正前は、野球場、水泳プール、陸上競技場、補助競技場となっていたものを、公園施設の廃止により、水泳プールと補助競技場を削除し、公園施設の新設により、多目的グラウンドを追加。

これにより、改正後は野球場、陸上競技場、多目的グラウンドとなるものです。

施行日は公布の日から起算して四月を超えない範囲内において、市規則で定める日としています。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（早野 敦 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第102号宇部市都市公園条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦 君） 次に、議案第110号工事請負変更契約締結の件（宇部市新庁舎2期棟新築（電気設備）工事）、議案第111号工事請負変更契約締結の件（宇部市新庁舎2期棟新築（機械設備）工事）を議題といたします。

これらは関連がありますので、一括して執行部の説明を求めます。

執行部 議案第110号、第111号工事請負変更契約締結の件について、これは関連がありますので一括して説明させていただきます。

これらは、宇部市新庁舎2期棟の新築に係る工事請負変更契約を締結することについて、条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

執行部 それでは、議案第110号、第111号工事請負変更契約締結の件について、一括して御説明します。

これらは、令和5年9月市議会定例会において議決された議案第82号、第83号について、それぞれ変更契約を締結するものです。

それではまず、議案集61ページの議案第110号を御覧ください。

工事名は、宇部市新庁舎2期棟新築（電気設備）工事です。

変更請負金額は消費税額及び地方消費税額を含み、1億9,023万2,900円であります。

当初請負金額は1億8,810万円であり、213万2,900円の増額であります。

3、工事の概要についての変更はございません。

5、変更の理由につきましては、公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置により、工事請負金額を増額変更するものです。

具体的な内容につきましては、議案説明資料により御説明いたします。

資料とあわせて御覧ください。

まず、特例措置とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づくもので、本市において

も、国や県に準じて実施するものです。

その対象は、令和5年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して、予定価格を算出しているものとなっています。

そこで、本工事は令和5年1月に旧労務単価を適用して予定価格を算出し、令和5年9月26日に、契約を締結していることから、特例措置の対象工事となり、当該契約の締結後、受注者から特例措置に基づく変更の協議の請求がありました。

これを受け、国が定めた新労務単価に基づく変更についての協議を行い、このたび、その協議が成立したため、速やかに変更契約を行うものです。

続きまして、63ページの議案第111号について御説明いたします。

工事名は宇部市新庁舎2期棟新築（機械設備）工事です。

変更請負金額は消費税額及び地方消費税額を含み、2億6,671万4,800円であります。当初請負金額は2億6,400万円であり、271万4,800円の増額であります。

3、工事の概要についての変更はございません。

4、契約の相手方として、代表者の大栄建設株式会社において、当初、取締役社長原田毅から、代表取締役社長原田亜希那へ変更しています。

5、変更の理由につきましては、公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置により、工事請負金額を増額変更するもので、具体的な変更理由と内容につきましては、先ほど御説明した電気設備工事と同様になります。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（早野 敦 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第110号工事請負変更契約締結の件（宇部市新庁舎2期棟新築（電気設備）工事）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第111号工事請負変更契約締結の件（宇部市新庁舎2期棟新築（機械設備）工事）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦 君） 次に、宇部市営住宅審議会の開催状況について報告したいとの申し出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 それでは、宇部市営住宅審議会の開催状況について御説明いたします。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

執行部 初めにファイルの確認をさせていただきたいと思います。

順位8報告、宇部市営住宅審議会の開催状況について、住宅政策課となります。

それでは、1ページを御覧ください。

令和5年11月8日に開催いたしました、宇部市営住宅審議会について御報告いたします。

このたびの審議会では、海南団地建替事業と、宇部市営住宅条例の一部改正について報告を行いました。

また、その他といたしまして、保証人の取扱い等に関する現状について、県内の保証人の状況説明を行いました。

2ページを御覧ください。

初めに、報告事項1の海南団地建替事業についてです。

海南団地の建替えは、令和4年4月に改定した宇部市公営住宅等長寿命化計画に位置付けられていることから、長寿命化計画に記載されている建替計画と、建替スケジュールを御説明し、この計画に従い、令和4年度に基本計画、令和5年度に基本設計を実施していることを説明いたしました。

3ページを御覧ください。

2、事業対象地の概要として、海南団地の位置、施設の住棟について説明しました。

海南団地は、カッタの湯の南側、参宮通りから少し入った場所に位置し、周辺にはスーパーやコンビニ、病院、バス停があるなど、非常に利便性の高い場所となっています。

また、4棟ありますが、各住棟ともに耐震性はありません。

4ページを御覧ください。

3、令和4年度に策定した基本計画の概要について、住戸数、住戸タイプ、住戸タイプ別の供給戸数の考え方を説明しました。

住戸数の考え方は、公営住宅法に下限の数が示されており、計画策定時に入居されている戸数を下限とすることから、54戸、上限は長寿命化計画で、10年後の必要戸数を推測した時の整備戸数70戸。

住戸タイプの考え方は、世帯人数の減少に配慮し、バリアフリー住宅の1DK、2DK。

住戸タイプ供給戸数の考え方は、現海南団地の世帯割合を参考として1DKを70%、2DKを30%としております。

5ページを御覧ください。

配置等の検討に当たっては、維持管理や工事の施工性、周辺建物への影響など様々な検討を行い、建物を3棟建設する案、2棟建設する案、1棟建設する案で検討した結果、南北方向に住棟1棟を設ける案を採用しました。

主な採用理由としては、維持管理性に優れ、入居者の費用負担を少なくすることに配慮できるとともに、建設に当たって、施工性や財政面に優れることが挙げられ、令和5年度は、この基本計画を基に、基本設計に着手していることを説明しました。

以上説明し、質疑を行ったところ、主な質疑として、海南は少し低い土地だと思われるが海拔はどのくらいかといった質問に対し、海拔は2メートルから5メートル程度と回答したところ、1階に住んでいる方は、普段の生活は良いが、浸水時は垂直避難が求められる、そういうことに配慮された住宅になることを希望するといった御意見を頂きましたので、基本設計の中で検討していくと回答しました。

6ページを御覧ください。

令和6年3月議会に上程予定で、令和6年度に返還する中央町第三借上住宅、中央町第四借上住宅、中央町第五借上住宅について説明しました。

借上型市営住宅位置図・一覧に、黄色で示している8番、9番、10番の3か所、令和6年度に返還することとなります。

以上説明し、質疑を行ったところ、今回の3棟の返還が終了すると、残りは2棟になるということかといった質問に対し、全部で12棟の借上住宅があったが、これまでに7棟を返還した。今回報告した3棟を返還すると、残りは2棟ということになると回答いたしました。

7ページを御覧ください。

その他として、保証人の取扱いに関する条例について令和5年3月に開催した審議会の中で保証人取扱いに係る実態及び他市の動向を確認していく必要があるとの意見を頂きましたので、山口県や、他市の状況に変更はない旨を報告したものです。

なお、この件については、令和5年6月開催の産業建設委員会でも報告させていただいております。

ます。

以上説明し、質疑を行ったところ、現行の制度運用で支障が出ていることはないかといった質問に対し、保証人になってもらえる人がいないという相談を受けて、聞き取り調査を実施し、入居を認めたケースはあった。特に対応でトラブルになっていることはないと回答いたしました。

以上で、令和5年11月8日に開催した宇部市営住宅審議会についての報告を終わります。

委員長（早野 敦 君） 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、以上で宇部市営住宅審議会の開催状況については終わりました。

委員長（早野 敦 君） 次に、宇部市都市計画審議会の開催状況について報告をしたいとの申し出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 それでは、宇部市都市計画審議会についての開催状況について御説明申し上げます。

詳細につきましては担当課長のほうから説明させますので、よろしく願いいたします。

執行部 初めに、資料の確認をさせていただきます。

順位9報告事項、宇部市都市計画審議会の開催状況についてです。

それでは、令和5年11月2日に開催した、宇部市都市計画審議会の概要について御説明をいたします。

まず宇部都市計画公園の変更について御説明をいたします。

資料1を御覧ください。

位置関係を御説明いたしますと、中央の黄色で着色した箇所が市役所本庁舎、オレンジ色の縦のラインが国道190号、水色の横のラインが真締川、緑色で囲まれている区域が真締川公園で、そのうち赤色で着色した箇所が変更の区域となっております。

続きまして、資料の2を御覧ください。

こちらは変更区域を拡大したものです。

緑色に囲まれた区域が真締川公園、水色の横のラインが真締川、オレンジ色の縦のラインが国道190号、左下に市役所本庁舎が位置しております。

今回の変更は、市役所周辺整備の事業計画が確定したことに伴い、市役所敷地と真締川公園との一体的整備を行うため、赤色で着色した箇所約370平方メートルを公園区域に追加し、また、庁舎駐車場利用者や近隣住民のアクセス性向上を目的に、青色で着色しました箇所約150平方メートルを公園区域から削除するものです。

審議会では、改良される交差点の形状や車の動線、変更整備に伴う追加予算の有無について質問がありましたが、公安委員会との協議に基づき安全性や利便性を確保するために、動線を整理し、交差点改良を実施すること、また、9月議会で補正予算の対応をしていることから、追加予算はないなどを説明し、内容については、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、宇部都市計画土地区画整理事業の変更について御説明をいたします。

資料の3を御覧ください。

位置関係を御説明しますと左側オレンジ色のラインが国道190号、黒い色破線のラインがJR宇部線、右側青色のラインが真締川、緑色で囲まれた区域が、都市計画決定された小串土地区画整理事業の範囲で、赤色で着色した箇所が島地区となります。

小串土地区画整理事業は昭和34年の都市計画決定以降、地元調整がついた地区から整備を進められてきましたが、その整備に相応の期間を要した上、島地区においては、事業計画認可後60年以上経過した現在も、事業未着手です。

そこで権利者を対象にアンケート調査や勉強会を実施した結果、区域内の地権者のほとんどは長期にわたる土地区画整理事業ではなく、既存道路の拡幅や下水道整備など、短期的な代替事業での環境整備を求められていることが分かりました。

続きまして資料の4を御覧ください。

こちらは地元関係者との地区の課題解決に向け、作成した代替事業の整備計画案です。

位置関係を御説明しますと、中央の黄色で着色した箇所が旧図書館、右下の黄色で着色した箇所が国際ホテル宇部、赤色で囲まれた区域が島地区となります。

主な整備としまして、紫色の線が市道の新設や改良を、水色の線が生活道路の舗装や側溝の設置などをするものです。

また、道路整備と併せ、下水道の整備を実施することで、島地区の環境改善を図る予定にしております。

なお、代替事業の期間ですが令和6年度から令和10年度までの5か年を予定しており、こちらの整備計画案をもって、地元関係者と概ね合意が得られたことから、当該土地区画整理事業の一部区域である島地区7.6ヘクタールを廃止するものです。

審議会では、旧図書館が位置する箇所は市有地であることから、区画整理事業の廃止ではなく、隣接の区画整理に含めるべきではないかとの意見がありましたが、隣接する地区の事業は既に完了しており、宅地造成などの予定もないため旧図書館が位置する箇所を含めて、事業を廃止することを説明いたしました。

また、区画整理事業を残したまま、住民の不便な箇所のみ、代替事業での整備することはできないかという質問がありましたが、区画整理事業が残っていることが、結果的に環境整備の遅れる要因となっており、道路の拡幅や下水道整備など代替事業を実施するには、区画整理事業の制

限を外す必要があることなどを説明し、内容については、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上で、宇部市都市計画審議会の開催状況の報告を終わります。

委員長（早野 敦 君） 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、以上で、宇部市都市計画審議会の開催状況については終わりました。

都市政策部の皆さん、お疲れ様でした。

委員長（早野 敦 君） それでは、お昼休みとしたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） では、午後1時再開ということでよろしくお願いします。

———— 午前11時59分休憩 ————

———— 午後零時55分再開 ————

委員長（早野 敦 君） それでは、再開します。

宇部市多文化共生推進ビジョン策定委員会の開催状況について報告をしたいとの申し出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 それでは宇部市多文化共生推進ビジョン策定委員会の開催状況について御報告させていただきます。

詳細につきましては課長が報告しますので、よろしくお願いいたします。

執行部 それでは、宇部市多文化共生推進ビジョン策定委員会の開催状況について御説明します。

資料の1を御覧ください。

本委員会は学識経験者、民間事業者、住民、教育関係者などから構成しており、多文化共生について専門的な知見をいただきながら、多文化共生に関する施策を総合的計画的に推進するための新たな指針となる宇部市多文化共生推進ビジョンを策定することを目的として設置しています。

多文化共生とは、外国人住民の増加を背景に、外国人材の受入れや共生社会づくり、地域社会での活躍推進などを含む、多様性、包摂性のある社会づくりを表現した言葉となっています。

この多文化共生推進ビジョンについては、総務省でも地方公共団体において指針や計画を策定

するよう促進しているもので、外国人住民の増加や多国籍化をはじめ、新たな在留資格、特定技能の創設やデジタル化、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえ、本市においても新しく策定しようとするものです。

策定委員会はこれまで2回開催しており、第1回目は、宇部市における外国人住民の現状やアンケート結果の分析について、第2回目はヒアリング結果の分析や基本方針の設定などを中心に委員会で説明し、委員の皆様から多くの御意見を頂いています。

今後の予定としては、12月末に第3回の委員会を実施し、令和6年1月に予定しているパブリックコメントを踏まえ、2月を目途にビジョンを策定することとしています。

以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長（早野 敦 君） 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、以上で、宇部市多文化共生推進ビジョン策定委員会の開催状況については終わりました。

委員長（早野 敦 君） 次に、宇部市石炭記念館あり方検討委員会の開催状況について報告をしたいとの申し出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 それでは宇部市石炭記念館あり方検討委員会の開催状況について報告させていただきます。

詳細につきましては担当課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

執行部 それでは宇部市石炭記念館あり方検討委員会の開催状況につきまして、報告をさせていただきます。

本日お配りの資料で、1ページを御覧いただきたいと思います。

宇部市石炭記念館あり方検討委員会につきましては、令和5年2月13日に第1回の委員会を開催いたしまして、以降第4回まで議論を重ねてきたところでございます。

こちらの委員会の設置の背景につきましては、現在石炭記念館が開館から54年経過する中で、ソフト面、ハード面ともに問題を抱えている中で今後石炭記念館の在り方をどうしていくか、またその方向性をどうしていくかということを議論するために設置したものでございます。

こちらの委員会、開催を4回重ねまして、今回資料でお配りしておりますものが、令和5年の10月31日に検討委員会の方から提言書という形でいただいたものになっております。

資料5ページを御覧いただきたいのですが、5ページから、石炭記念館のあり方に関する提言ということで取りまとめをいただいております。

この5ページが一番下のほうで、今回石炭記念館、今後どうしていくかという中で、石炭記念館は宇部市にとって、恒久的な価値ある施設との位置付けの下で、新たな時代にも十分に耐える機能を持った施設へと生まれ変わっていくことが重要であるといった御提言を頂いております。

その上で次の6ページでは、今後の石炭記念館の役割について、4点ほど提言をいただいたところでございます。

また、続く7ページでは、今後の取組の方向性ということで、こちらも同様に4点の方向性をお示しいただいたところでございます。

特に7ページの上のほうでは、前述の役割を踏まえ100年後の未来に継承していくようにといった、御提言もいただいたところでございます。

こういった形で令和5年10月31日に提言をいただいたことを受けまして、執行部では、現在、石炭記念館のあり方に関しましての基本構想の素案を取りまとめしておる状況でございます。

この基本構想の素案につきましては、年明け令和6年1月にパブリックコメントを実施し、年度末、令和6年3月までには公表という形で進めていきたいと考えております。

こちらからの御説明は、以上でございます。

委員長（早野 敦 君） 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、以上で、宇部市石炭記念館あり方検討委員会の開催状況については終わりました。

委員長（早野 敦 君） 以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は終わりました。

委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

委員長（早野 敦 君） 以上で、産業建設委員会を閉会します。

———— 午後1時3分閉会 ————

令和5年12月14日

産業建設委員会委員長 早 野 敦